

豊田ファミリーの所得の形成過程

—豊田家事業の経営史序説—

Formation Process of The House of Toyota's Income

—An Introduction to the History of The House of Toyota's Business—

山崎 広明 (Hiroaki YAMAZAKI)

東京大学 名誉教授

I はじめに

昭和12年に刊行された松下伝吉著「中京財閥の新研究」(合資会社中外産業調査会)によると、豊田財閥が、伊藤、岡谷と並ぶ中京三大財閥の一つに挙げられている¹。(松下, 昭和12年, 233ページ)。周知のように、伊藤、岡谷は徳川時代以来のこの地の大富豪であるのに対して、豊田は、明治の前夜(1886年)に現在の湖西市に半農半工の大工の長男として生まれた豊田佐吉が苦闘の末に一代で築き上げた、まさに新興の、豊田紡織(株)を中核とした企業グループである、この過程について、佐吉は、「パンの資」を得るために「俗業」(紡織業)に身を投じ、「旅稼ぎ」に出た(上海への進出)と述懐している。このことばを手がかりとしつつ、豊田家の第二次大戦前における事業の展開過程を実証的に解明することがわれわれの最終的課題であるが、これに迫る前提として、本稿ではまず、同家の家産の蓄積に貢献した多額の所得の形成過程を、佐吉、平吉、佐助の三兄弟と佐吉の娘婿で佐吉家の跡継ぎとなった利三郎と佐吉の長男喜一郎の5人についてできる限り具体的に明らかにすることを目指している。個人の所得は、最も重要な個人情報であるから、戦前といえどもその情報を得ることは容易ではないが、交詢社版の「日本紳士録」や東京興信所の「商工信用録」などには、調査対象となった人物の所得税

額が記載されているので、本稿では主として前者によりながら、5人の所得税額の推移を追い、必要に応じて当時の第三種所得税率から逆算して税額に対応する所得額を推定することを試みた。

II 「日本紳士録」所載所得税課税年度の確定

1 大正13年度以降

「日本紳士録」には、掲載対象となった人物について、毎年判明する限りで各人の所得税額が記載されているが、その税額が何年度のものであるか、凡例にも明記されていない。そこで、それを確定することが必要である。一方、「商工信用録」には、判明する限りで、各人の税額とその対象年度が記載されている。表1は、豊田家の5人について、彼らの税額が「商工信用録」に記載されるようになった大正13年度以降について、「日本紳士録」の数字と「商工信用録」の数字とを比較できるように並記したものである。年度は、「商工信用録」により、各欄の上段にその数字を記入し、それと各人の税額が一致するか、それに近い数字が記載されている「日本紳士録」の版の数字を下段に記入し、その版の数を年度の下に示した。各欄の2つの数字を比べると、数字が比較できる22ケース中16ケース(72.7%)で数字が一致するかほぼ一致している(網かけの欄)。このことから、「日本紳士録」各版と税額の課税年度との対応は、

この表が示す通りだと想定しても大過なからう。

表1 豊田ファミリー5人の所得税額の推移(円)

	佐吉	平吉	佐助	利三郎	喜一郎
大正13年度 29版		1,707 2,756	13,993 13,993		
大正14年度 30版		2,978 2,978	17,446 13,079	7,994 7,603	
大正15年度 31版	471	3,705	17,446	18,753 18,363	1,046
昭和2年度 32版	25,790	4,413	15,570 15,301	9,801	1,805
昭和3年度 33版	19,571	56,716	19,667 15,832	15,468 13,025	3,265
昭和4年度 34版	23,516	4,768	29,698	17,153	5,043
昭和5年度 35版		2,288 2,247	25,902 35,589	20,518 20,313	5,356
昭和6年度 36版		2,247 2,247	9,123	20,313	34,704
昭和7年度 37版			6,283 839 6,283	14,844 14,625	24,680
昭和8年度 38版		1,178	18,570	27,234	68,449
昭和9年度 39版		2,671	16,846 16,846	41,628	74,958
昭和10年度 40版		3,597	30,194	122,919	114,896
昭和11年度 41版		17,672	23,375 23,375	74,821 74,830	51,246 51,264
昭和12年度 42版		3,086	33,143 33,142	81,895 81,896	95,100 60,531

注1) 上段の数字は東京興信所『商工信用録』各版により、下段の数字は『日本紳士録』により、判明する限りで所得税について課税年度と金額を記入した。

2) 利三郎の昭和11年の数字は、『日本紳士録』第41版では7,483円となっているが、下1けたの数字が脱落していると思われるので、一応74,830円とした。
出典) 東京興信所『商工信用録』各版、交詢社『日本紳士録』各版。

2 大正12年度以前

① 明治年間 大正12年度以前については、「商工信用録」に豊田家のメンバーの名前は登場しないか、登場していても所得税額は未詳となっている。そこで、同じ手法で課税年度を確かめることはできないが、明治年間については、名古屋商業会議所が作成した「名古屋商工人名録」(明治42年4月刊)と「名古屋商工業案内」(明治43年3月刊、44年9月刊)が市内の主な商工業者の所得税額と営業税額の両者あるいはそのどちらかを記載しており、われわれは、これに

よって豊田佐吉と平吉の明治末期の税額的一端を不十分ながらも知ることができる。また、名古屋の代表的な綿織物問屋に成長しつつあった服部商店の服部兼三郎についてはコンスタントにデータを得ることができる。そこで、表2に、まず課税年度が明示されている「商工人名録」と「商工業案内」によって判明する限りの3人の各年度の税額を記入し(下段)、その上で「日本紳士録」各年版で判明する刊行時期からみてその年度分と思われる各人の税額を上段に記入した。そうすると、比較可能な数字が得られるケースが5つあり、そのうち4つまで数字が完全に一致(下1桁の1円の違いは四捨五入の関係とみてこれに含めた、網かけの部分)しており、服部の44年度の営業税のみ不一致だが、その差は1割程度と小さい。このことから、「紳士録」各版の所得税額の課税年度は、13版-明治41年度、14版-同42年度、15版-同43年度、16版-同44年度と想定することができ、この刊行時期と課税年度の対応関係から10版、12版についても、10版-明治38年度、12版-同40年度と考えることができよう。

② 大正元年度-12年度 まず、「日本紳士録」第17版所載の税額の対象年度については、合資会社商工社編の「日本全国商工人名録」増訂5版が有用である。これには、豊田佐助の所得税額が201円と記されており、「凡例」によると、記載されている所得税、営業税は大正元年及2年分となっている。これだけでは、どちらが何年分か分らないが、営業税については、大正2年現在の税率表が掲載されているから、営業税が大正2年度分であり、所得税が元年度分であると見ることができる。また、同書の次の版である増訂6版では、営業税が大正4年度分、所得税が3年度分と明記されている。これらから、同書増訂5版の所得税は大正元年度分であると判断できる。その上で、同書に記載されている呉服綿布問屋、太物卸商、機業の主だった人物35人(その中に豊田佐吉と佐助も含まれている)の所得税額と「日本紳士録」第17版に記載されている所得税額を比べてみると、両方で

表2 豊田佐吉・平吉・佐助と服部兼三郎の所得税額と営業税額の推移（円）

人 名 税 種	佐 吉		平 吉		佐 助		服部兼三郎		課税年度	備 考
	所得税	営業税	所得税	営業税	所得税	営業税	所得税	営業税		
10版 刊行年月 明治38.12	82				52		175			
12 40.12	155				29		753	696		
13 41.12 42. 4	97	101		269			850	1,089 1,090	明治41年	
14 42.12 43. 3	97			269 269			825	1,046 1,046	42年	
15 43.12 44. 9					113		963 963	2,269	43年	
16 44.12					192		1,023	2,723 2,480	44年	所得税は43年度、 営業税は44年度
17 大正元	142				200		1,862			
18 2 3. 3	276	56	30	43	187	394	215	3,846	大正2年	
19 3 4.11	374		29		187 187	653 531	241	2,497	3年	

注) 各版の上段の数字は『日本紳士録』により、下段の数字は『名古屋商工人名録』（明治42年4月刊）。『名古屋商工案内』（明治43年3月刊以降）による。

出典) 名古屋商業会議所『名古屋商工人名録』（明治42年4月刊）、『名古屋商工案内』（明治43年3月刊、44年9月刊、大正3年3月刊、大正4年11月刊）。

数字が得られる22ケース中17ケース（77％）で数字がほとんど一致している。このことから、第17版の数字は大正元年度分であると見ることができる。

次に、「日本紳士録」第23版所載の税額の年度についても、同種の資料を用いて同じ作業を試みた。これに使った資料は、同じ商工社編の「日本全国商工人名録」増訂7版であり、この「凡例」によると、「営業税は大正6年度及7年度を以てせり 是は調査の着手7年2月の開始にして7年末に終りしによる」とされており、所得税が何年度分のものであるかについては全く触れていないが、当時の個人の所得税が、当該年の「予算」主義で年末までには税額が決定されていたことからみて、記載されている所得税は大正7年度分であると見ることができよう。その上で、「紳士録」23版の数字と「商工人名録」増訂7版の数字を比べてみると、比較可能な33ケース中31ケース（94％）で数字がほとんど一致している。そこで、「紳士録」23版所載の税額は、大正7年度分であるということになる。そして、「紳士録」第23版と第24版の税額を豊田

佐吉・平吉・佐助・利三郎、藤野亀之助、児玉一造の5人について比べると全く同じであり、その理由は不明であるが、23版と24版には同じ大正7年度分の税額が記載されていることになる。

24版の次の版である第25版は、順序からいって大正8年度を対象とすることになるが、大正8年度については、「名古屋商工案内」（大正9年4月刊）があり、これに記載されている豊田佐助の所得税額と営業税額は、「日本紳士録」第25版所載の佐助のふたつの税額と全く同じである。「紳士録」第25版の対象年度は大正8年度である。

以上から、「日本紳士録」第17版、第23版、第24版、第25版に記載されている所得税額の対象年度は次の通りであることが明らかとなった。

第17版	大正元年度
第23版、24版	大正7年度
第25版	大正8年度

そしてそうなると、17版と23版の間にある版について、年度を1年ずつ繰り下げて、

第18版	大正2年度
第19版	大正3年度
第20版	大正4年度
第21版	大正5年度
第22版	大正6年度

となるのではないかということが推定される。そこで、前に利用した「商工信用録」を使って、この推定の確からしさを試してみた。「商工信用録」の第36版に大正3年度もしくは4年度の所得税額が、また39版に大正5年度もしくは6年度の所得税額が記載されているので、各年度についてアトランダムに10人程度の人物を選んで各人の所得税額を調べ、それと「日本紳士録」各版に記載されている各人の所得税額を対照したところ、その7-8割で額が完全に一致するかほぼ一致していた。このことから、上記の推定の確からしさは相当に高いと判断できる。

こうして、われわれが利用したいと考えている「日本紳士録」の第28版以前の版の税額の対象年度について、残るのは、第26版、第27版、第28版の3つとなったが、それぞれに対応するべき年度としては、大正9、10、11、12年度の4つが残っているから、この4つのうちの1つだけが余る（調査不能か不十分のため収録されなかった）ということになる。このことを念頭に留めながら、これまでと同じように、「商工信用録」に対象年度が明示されている人物の所得税額を手がかりに「日本紳士録」の数字と「商工信用録」の数字とを照合する作業を試みた。

「商工信用録」第45版で大正9年度の所得税額が記載されている人物の中からイロハ順に「日本紳士録」第26版にも所得税額が記載されている人物を15人選び、2つの数字を照合したところ、13人（87%）で数字が完全にかもしくは大まかに見て一致していた。このことから、「紳士録」第26版の税額は大正9年度分であるとみることができる。

また、「商工信用録」第49版で大正12年度の所得税額が記載されている人物の中からイロハ順に「日本紳士録」第28版にも所得税額が記載

されている人物を13人選び、2つの数字を比べたところ10人（77%）で数字が完全にかもしくは大まかに見て一致していた。このことから、「紳士録」第28版の税額は大正12年度分であるとみることができる。

かくて、残るは、「日本紳士録」第27版の税額は、大正10年度分か11年度分か、そのいずれであるかという問題のみとなった。そこで、「商工信用録」第46版と第48版で大正10年度の所得税額が記載されている人物の中からイロハ順に税額500円以上の人物40人を選び、「日本紳士録」第27版にも所得税額が記載されている人物18人について2つの金額を比べたところ、16人（89%）について数字が完全にかもしくは大まかに見て一致していた。このことから、「日本紳士録」第27版の数字は大正10年度分のものであるということになる。

III 豊田ファミリーの所得税額の推移

1 その全体像（概観）

以上みてきたところを1つの表にまとめると、およそ表3の通りである。この表には、まず「日本紳士録」各版の版の番号と各版に記載されている所得税額の対象年度との対応関係を明らかにした上で、豊田三兄弟（佐吉、平吉、佐助）及び佐吉の娘婿の利三郎と佐吉の長男喜一郎の各年度の所得税額が示されている。併せて、各人の税額の相対的位置を知るためのひとつの手がかりとして、三井物産の支店長（大阪もしくは名古屋の）を歴任した藤野亀之助と兎玉一造及び名古屋最大の綿布問屋となった服部商店主服部兼三郎の税額も記されている。

また、各人の各年の税額の相対的位置をよりの確に判断するには、各人の税額の名古屋市内の高額納税者の納税額の中でのランキングを知ることが必要である。但し、各年度についてランキングを調べるのは容易ではないので、ここでは、幾つかの画期と思われる年度を選んで作業を行ってみた。取り上げた年度は、明治38、大正4、5、6、7、8、9、12、昭和2、3、

表3 豊田佐吉・平吉・利三郎・喜一郎と藤野亀之助、児玉一造、服部兼三郎の所得税の推移（円）

		佐吉	平吉	佐助	利三郎	喜一郎	藤野亀之助	児玉一造	服部兼三郎
8版	明治35年	—	—	—	—	—	27	—	24
9	36	—	—	—	—	—	27	—	38
10	38	82	—	52	—	—	54	—	175
12	40	155	—	29	—	—	—	—	753
13	41	97	—	—	—	—	328	—	850
14	42	97	—	—	—	—	—	—	825
15	43	—	—	113	—	—	217	—	963
16	44	—	—	—	—	—	—	—	1,023
17	大正元年	(142)	—	200	—	—	2,204	—	1,802
18	2	270	30	—	—	—	150	—	215
19	3	374	29	187	—	—	592	—	241
20	4	491	27	166	—	—	262	168	—
21	5	1,752	54	572	—	—	262	168	233
22	6	4,187	1,086	4,559	—	—	—	198	383
23	7	352	4,339	8,747	49	—	614	243	576
24	7	352	4,339	8,747	49	—	614	243	576
25	8	365	10,418	9,176	93	—	—	349	776
26	9	294	3,134	3,943	146	—	—	390	—
27	10	—	—	4,199	2,409	—	—	5,225	—
28	12	—	1,779	15,338	12,776	—	—	30,403	—
29	13	—	2,756	13,993	7,994	—	—	—	—
30	14	—	2,978	13,079	7,603	—	—	—	—
31	昭和元年	471	3,705	17,466	18,363	1,046	—	—	—
32	2	25,790	4,413	15,301	9,801	1,805	—	—	—
33	3	19,571	56,716	15,832	13,025	3,265	—	—	—
34	4	23,516	4,768	29,698	17,153	5,043	—	—	—
35	5	—	2,247	35,589	20,313	5,356	—	—	—
36	6	—	2,247	9,123	20,313	34,704	—	—	—
37	7	—	839	6,283	14,625	24,680	—	—	—
38	8	—	1,178	18,570	27,234	68,449	—	—	—
39	9	—	2,671	16,846	41,628	74,958	—	—	—
40	10	—	3,597	30,194	122,919	114,896	—	—	—
41	11	—	17,672	23,375	74,830	51,264	—	—	—
42	12	—	3,086	33,142	81,896	60,531	—	—	—

注1) 佐吉の大正元年の()内の数字は『増訂5版 大日本商工人名録』による。

2) 佐吉の大正6年の数字は、原典では、41,877円となっているが、自動織布工場の操業実態から見て、前年(5年)の1,752円から、所得税額が一挙に24倍になるとは考えにくい。原典の数字が縦書き(漢数字)で、前の行の末尾に四一八、次の行の頭に七七と書かれている事から見て、七を誤って七七と記したとも考えられるので、ここでは一応41,877円とした。また、41,877円の所得税を納めていれば、後掲表7(大正6年度分の税額)で、2位にランクされるはずである。

3) 利三郎の昭和11年の数字は、『日本紳士録』第41版では7,483円となっているが、下1けたの数字が脱落していると思われるので、一応74,830円とした。

出典) 交詢社『日本紳士録』各版。

4, 8, 12の各年度である。また、この作業を行うに当たり念頭に置いていた仮説は、豊田ファミリーの高所得者(=高額納税者)への成長であったので、ランキングも上位100位までに限ることとした。こうして作成されたのが表4である。

この表4についての立ち入った考察は、以下でいくつかの時期に分けて行うこととするが、

ここではそれに先立って、豊田ファミリーの所得の形成過程という本稿のテーマとの関連で、表4から読み取れる特徴的な事実についてコメントしておくこととする。

まず、この表で佐吉については、彼が大正10年から昭和元年まで居を上海に移したため、日本内地では所得税を納めなかったという事実に注意することが必要である。また、ランキング

表4 豊田佐吉・平吉・佐助・利三郎・喜一郎の所得税額の名古屋市におけるランキングの推移

年 度	佐吉	平吉	佐助	利三郎	喜一郎
明治38年					
大正4年	61				
5年	(12)		75		
6年	④	80	(18)		
7年		27	(11)		
8年		(12)	(14)		
9年		(17)	⑩		
12年			⑧	(14)	
昭和2年	⑥	73	(16)	30	
3年	⑨	①	(15)	(20)	
4年	⑧	85	⑥	(19)	78
8年			⑦	⑥	②
12年			(11)	③	⑥

注) 番号に附した○印は10位以内であることを示す。
 () 印は、11-20位であることを示す。
 空欄は、税額の記載がないか、101位以下であるケース。

は100位までしか調べなかったため、101位以下については一括して101位以下として処理している。

国税納税額を基準として所得が多い人を示すことばとしては、「多額納税者」が最も著名であるが、これは貴族院多額納税議員の選挙人を選ぶ基準として用いられ、渋谷隆一編の「大正昭和日本全国資産家地主資料集成 IV」(柏書房)に大正7年、14年、昭和7年分の名簿が記載されている。しかし、この基準となるのは国税三税(地租、所得税、営業税)の合計額であり、所得の大きさを知らうとするわれわれの目的に十分に適合的であるとはいえないし、上記「集成」に収録されている「多額納税者」の人数も大正7年15人、大正14年、昭和7年各300人と一定していない。

表4に示されている豊田家の5人の人物の所得税額ランキングの動きを素直に眺めると、平吉を別にして、20位以上への上昇とその層への定着という事実をその特徴として指摘できるように思われる。そして、後に具体的に説明するように、この層には、名古屋財界の著名な人物が多数顔を出している。そこで本稿では、この層を名古屋市内の「大所得層」と呼ぶこととし、このグループとの関連で、豊田家の5人の人物の所得税額の推移の特徴を浮き彫りにすること

とした。

表4を時系列に沿って眺めてまず第一に目につくのは、三兄弟のランキングが第一次世界大戦中・後のブーム期に急上昇し、佐吉は大正5年、佐助は大正6年、平吉は大正8年からそれぞれ上位20位以内に入り、佐助、平吉は大正9年にもその地位を維持していたということである。

そして、佐吉の納税額は、大正7年以降激減したが、後にやや立ち入って見るように、その所得は実際には佐助、平吉を大きく上回っていたように思われる。その意味で、この時期の末期(大正9年)には三兄弟そろって高所得者になっていたと見ることができる。そして、反動恐慌後も佐助はその地位を維持し、佐吉も昭和2年の帰国後、その地位に戻っていた。これに対して平吉の地位は不安定だったが、後に触れるように、大正14年には貴族院議員選挙人名簿に名を連ねる「多額納税者」の一角を占め、この表でも昭和3年には第1位になっていた。さらに昭和恐慌後の準戦時期(昭和7-12年)には、佐助が前の時期に引き続いて20位以内の地位(ほとんど10位以内)を維持する一方で、佐吉の遺産とその事業を継承した利三郎と喜一郎がともに10位以内へとランキングを上げて、名古屋のトップクラスの大所得者となったのである。

2 明治末期

「織機王」豊田佐吉の発明家、事業家としての活動の軌跡については、「豊田佐吉伝」やトヨタ系各社の社史をはじめとして多数の文献があるが、彼のその時々を経済状態を具体的に示す記述はほとんど見られず、あったとしてもそれを裏づける資料を欠いている。そのような状況の中で、商業興信所編の「大阪市神戸市名古屋市商工業者資産録」(明治34年調 35年刊)が、明治34年12月現在における豊田佐吉の工場経営の状況について次のような事実を伝えている。(商業興信所、明治35年、名古屋42ページ)これによると、佐吉は名古屋市東区武平町で織物

業を営んでおり、宅地・家屋の資産額1,137円で、営業税22円、所得税3円を納めていたという。佐吉は、明治32年10月から（名）井桁商会技師長に就任していたが、由井常彦によると、「同社技師長の就任は一年数ヶ月で、1901（明治34）年末までには辞任している」（由井、2000年、86ページ）から、この調査は、佐吉が井桁商会を辞めて織布業を自営し始めた後に行われたものと見ることができる。明治34年度の所得税の申告がいつ行われ、その時に佐吉が井桁商会とどういう関係にあったか定かではないが、彼が34年末現在武平町で織布業を営んでおり、34年度分の所得税として3円を納めていたことは確かである。そして、当時の所得税制では、所得300円が課税最低限であり、所得300円以上500円未満層の税率は10/1000だった（大蔵省、昭和32年、984ページ）から、所得税3円の人の所得は300円ということになる。当時の佐吉は、所得税の課税最低限に当たる300円の所得を稼いでいたのである。一方、「名古屋市統計書 明治34年」によると、当時の大工（上等）の日給は630厘（0.63円）であり、仮にひと月に25日働くとするとその年収は189円となる。井桁商会を辞めて織布業を自営し始めた頃の佐吉は、「上等」の大工の手間賃の1.6倍位の所得を稼いでいたと考えられる。

その後における佐吉の所得の稼得状況については、大正元年調べの「愛知県尾張国（名古屋市を除く）資産家一覧表」があり、これによると愛知郡中村に住む佐吉が3,500円、西春日井郡金城村に住む平吉が2,000円の所得を得ていた。（竹内則三郎、大正2年、281、359ページ）「豊田紡織株式会社史」によると、佐吉は明治43年4月に豊田式織機（株）を辞め、43年5月8日から44年1月1日までアメリカ、ヨーロッパを旅した後、自分で「パンの資」と織機の発明・開発の資金を稼ぐために織布工場を経営することを企て、大正元年10月に豊田自動織布工場を創設したとされている（豊田紡織株式会社、昭和28年、13-17ページ）から、この所得には未だ自動織布工場の操業に伴う成果は反映され

ていないとみるのが至当であろう。元号が明治から大正に変わったのは明治45年7月30日だから、この調査はこの日からこの年の末までの間に行われ、恐らく明治45年度の所得税額から所得額を逆算して推定したのでであろう。当時の所得税制では、毎年4月末までにその年の「予算」にもとづいて所得を申告することになっていたから、明治45年4月における所得税の申告時点で、未だ準備中の工場の成果を予想して所得を申告するとは考えにくい。

上述のように、佐吉は明治43年4月に豊田式織機（株）を辞めたが、同社の「創立三十年記念誌」の附録「年譜」や「重役一覧」を見ると、公式には、大正2年3月期まで常務取締役の地位に留まっていたから、明治45年時点で彼は会社からそれなりの役員報酬乃至は給与を得ていたと考えられ、3,500円の所得にはそれが反映されていたのであろう。

前に見たように、明治34年における佐吉の所得は推定300円だったから、10年余りの間に所得が10倍余に増加したことになる。その上で、この所得水準が当時の県内の綿織物業界の中でどのような位置にあったかが問題であるが、上記「一覧表」によると、知多郡岡田の代表的綿布問屋竹之内源助が4,000円、佐吉が開発した力織機に目をつけ（資）乙川商会を共同経営して佐吉の織機の開発を助けた知多郡岡崎町の綿布仲買商石川籐八が3,000円であった。（竹内則三郎、大正2年、17、53ページ）知多の郷土史家として無名の時代の佐吉の苦闘を助けた人々の貢献に光りを当てた小栗照夫の「豊田佐吉とトヨタ源流の男たち」によると、明治23年、岡田村で籐八は佐吉と知り合った。当時、籐八は有力な旦那衆の一人、竹之内源助邸の座敷にいた人、一方、佐吉は見習いの大工、23歳、庭先から籐八、源助を眺める位置にあったという。（小栗、平成18年、60、61ページ）22年にして、佐吉はかつて庭先から仰ぎ見ていた知多の旦那衆と肩を並べる所得を稼げるようになったのである。しかし、その所得にしても、当時の三井物産大阪支店長の藤野亀之助や新興の綿布問屋

として急成長しつつあった服部商店の服部兼三郎と比べると未だかなりの差があった。前掲表3によると、服部の所得税額は明治40年代に入って急増し、大正元年には、1,802円を数えており、これは佐吉の約13倍である。もっとも、この税額は、大正2年以降大きく減少しているが、これは大正元年に服部商店が法人化（株式会社化）し、それまでの商工業所得が役員報酬等の給与所得と配当所得に代ったが、当時の税制では配当所得は非課税であり、給与所得は商工業所得に比べると通常ははるかに少なかったからである。一方、藤野の所得税額は、大正元年が突出して大きいので、これは例外としてしばらくおき、その前の217円-328円あたりが通常の額であるとする、それでもこれは佐吉の所得税額の1.5-2.3倍であった。

3 第一次世界大戦中・後のブーム期

豊田自動織布工場の操業後は、第一次世界大戦中のブーム、大正8年の戦後ブームに恵まれて、その規模が急速に拡大するとともに業績も好調で、これを反映して佐吉の所得税額は、大表5 大正6年の所得税率（円）

所得階層	(A) 税率	(B) 最高税額	(C) 累計
1,000円以下	25/1000	25	25
1,000円超-2,000円以下	35/1000	35	60
2,000円超-3,000円以下	45/1000	45	105
3,000円超-5,000円以下	55/1000	110	215
5,000円超-7,000円以下	70/1000	140	355
7,000円超-10,000円以下	85/1000	255	610
10,000円超-15,000円以下	100/1000	500	1,110
15,000円超-20,000円以下	120/1000	600	1,710
20,000円超-30,000円以下	140/1000	1,400	3,110
30,000円超-50,000円以下	160/1000	3,200	6,310
50,000円超-70,000円以下	180/1000	3,600	9,910
70,000円超-100,000円以下	200/1000	6,000	15,910
100,000円超	220/1000	—	—

注1) 最高税額は、各階層の上限の所得（例えば、1,000円超2,000円以下の層の場合は2,000円）のうち、この階層に属する所得に対する税額（[2,000円-1,000円] × 35/1,000）である。

注2) 累計は、当該所得が属する階層の1つ下の階層の所得の上限に当る所得（例えば、所得2,500円の場合は、1つ下の階層は、1,000円超2,000円以下であり、その上限は2,000円となる）に課される、各階層分の累計（例えば、この例では、25円+35円=60円）である。

出典)『明治大正財政史 第6巻』、1059~1060ページ。

正元年の142円から6年の4,187円へと30倍近くに増加した。大正6年の所得税率（表5のA欄）から課税対象となった所得を推定するとおよそ以下の通りである。

当時の税制では、所得が上昇するにしたがって「逡次に」税率が上昇することになっていた。表5B欄には、各所得階層の上限の所得に対するその階層に属する分の税額が示されており、例えば、所得2,000円であれば、「1,000円超」の階層であるから、1,000円を超える所得（2,000円-1,000円=1,000円）について35/1,000の税率で課税され、その分の所得税は35円となる。しかし、2,000円の所得については、1,000円以下の所得について、25/1,000の税率での課税（1,000円×25/1,000=25円）もあるから、その分を加えて、（25円+35円=60円）が所得2,000円に対する所得税ということになる。こういうことで、表5C欄（累計）には、当該所得が属する所得階層の所得の上限に当たる所得に課される各階層分の最高税額の累計が示されている。そこで、例えば所得額6,000円の所得税額は、「5,000円超」の階層であるから、（6,000円-5,000円=1,000円）に対して課されるこの階層の分の所得税（1,000円×70/1,000=70円）を求め、これにこのひとつ下の階層（3,000円超）の欄の累計215円（5,000円の所得に対する所得税額）を加えた額（70円+215円=285円）ということになる。

したがって、佐吉の大正6年度分の所得税額4,187円に対応する所得を求めるには、表5C欄（累計）で、この金額以下でこれに最も近い金額を探すと3,110円であり、この階層は「20,000円超」であるから、佐吉の所得は、このひとつ上の層「30,000円超」であり、30,000円を超える所得に課される税率は160/1,000だから、求める所得をXとすると、（X円-30,000円）×160/1,000=4,187円-3,110円という式が成立する。この式を解くと、X円=1,077円÷160/1,000+30,000円=36,731円となる。佐吉の大正6年度の推定所得は36,731円である。

大正元年の所得3,500円と比べると、約10倍

の増加であり、ランキングで見ると、佐吉は大正5年度12位、6年度4位と、いずれにしてもこの頃には上位20位以内の「大所得者」になったといえる。そして、佐吉の所得税額は表3によると、大正4年度から6年度にかけては、藤野亀之助や服部兼三郎及びこの頃から「紳士録」に顔を出すようになってきた児玉一造（三井物産名古屋支店長）のそれを大きく上回るようになっていた。

ところが、佐吉の所得税額は、大正7年度以降急減し、大正7年度352円、8年度365円、9年度294円となり、大正10年度以降は佐吉が住所を上海に移したために、「紳士録」自体にその名前が登場しなくなった。大正7年には自動紡織工場（大正3年2月に自動織布工場が改称された）の事業が法人化されて豊田紡織（株）となり、それまでの商工業所得が、その後は給与所得と配当所得に変わり、大正8年度までは配当所得が非課税（9年度からは収入の6割にのみ課税）だったから、所得税額が大幅に減ること自体は一応うなづけるが、それにしても、税額が前年度の十分の一以下になるほどの減税効果がどうして出てきたのか、この間の税務処理については一切不明である。

しかし、豊田紡織（株）については、每期「営業報告書」が発表されており、それによって佐吉の役員報酬を推定したり、配当収入を計算したりすることによって、彼の実際の所得を推定することは一応可能である。

（大正7年度分）

役員賞与金及交際費

大正7年9月期（4月－9月） 14,700円
 8年3月期（大正7年10月－8年3月）
 17,500円
 大正7年2－3月分は第1期の「営業報告書」未見のため不明であるが、大正7年9月期と同じ額が2ヵ月分支払われていたとすれば、 $14,700円 \times 2 / 6 = 4,900円$
 大正8年3月期の17,500円のうち7年10－12月分は、 $17,500円 \times 3 / 6 = 8,750円$

以上から、大正7年2－12月分の合計は、 $4,900円 + 14,700円 + 8,750円 = 28,350円$ となる。

但し、これは役員全員に払われた金額であり、これが当時の役員4人にどう分割されたかは分らないが、仮に社長の佐吉に1／2が払われたとすれば、彼の役員報酬等は14,175円だったということになる。

配当

大正7年3月期（大正7年2－3月）300万円 $\times 0.05$ （5分配当） $\times 2 / 12 = 25,000円$
 大正7年9月期（大正7年4－9月）120,000円
 大正8年3月期（大正7年10月－8年3月）120,000円
 このうち、7年10－12月分 $120,000円 \times 3 / 6 = 60,000円$

以上から、大正7年2－12月分の会社が支払った配当金の合計は、 $25,000円 + 120,000円 + 60,000円 = 205,000円$ となるが、佐吉の持株率は48%であるから、彼の取り分は、 $205,000円 \times 0.48 = 98,400円$ である。

かくて、佐吉の大正7年の推定所得は、 $14,175円 + 98,400円 = 112,575円$ である。

同じような方法で、大正8年、9年の所得を推定してみると、大正8年468,775円、9年492,000という巨額になる。大正7年と比べて、8年、9年の所得が急増しているが、これは、大正8年の戦後ブームに恵まれて、大正9年3月期に会社の純益金が激増したことを反映している。念のためにその推移を見ておくとおよそ以下の通りである。

大正7年3月期 145,136円
 7年9月期 166,388円
 8年3月期 175,698円
 8年9月期 213,833円
 9年3月期 1,591,905円
 9年9月期 204,276円
 10年3月期 203,650円

当時の所得税制では、毎年4月までにその年

の「予算」にもとづいて所得を申告することになっており、当然のことながら、通常はできる限り少な目に所得を申告するだろうから、所得税額にもとづく所得の推計は、実際より少な目になると考えるべきだろう。一方、大正7-9年分の佐吉の所得について行った以上の推計は、基本的に「営業報告書」ベースの事実にもとづいている（役員報酬等の社長の取り分の比率のみは仮定にもとづいているが）から、上記の大正6年の推計所得と7年のそれとを比較する際には、このことを考慮に入れなければならないが、上記の推計によれば、大正6年から7年にかけて所得が3倍になっており、この増加倍率をある程度割り引いたとしても、2倍以上に増加したことは確かであろう。そして、その後大正8、9年度と、佐吉の推計所得は、特に大正9年3月期の超好業績に恵まれて大正7年の4倍以上に急増したから、実際の佐吉の所得のランキングは、大正7年以降も20位以内であった、そして恐らくはその中でもトップクラスに位置していたであろうと推定しても大過なかるう。

一方、豊田佐吉の二人の弟である平吉と佐助は、佐吉が独力での織機の開発に苦闘している時代にその手足となって兄を助けたが、平吉は明治33年8月、佐助は明治42年2月からそれぞれ自分の工場を持って織布工場主としての道を歩み始めた。のちの豊田織布押上工場、同菊井工場が彼らの自立の拠点となった工場であるが、この二工場の沿革について、「豊田佐吉伝」は、それぞれ次のように述べている。

豊田織布押上工場 豊田平吉が個人で経営の任に当たってきた工場。最初は佐吉の武平町時代に、「兼松寅之助、服部兼三郎両氏が名古屋市西区堀端町に共同で創立した織布会社であったが、業績挙げず遂に閉鎖の止むなき状態に立ち至ったのを、後に平吉氏が個人で引受け、大正7年今日の西区北押切町へ移転」した。昭和2年紡績も開始し、昭和4年1月に株式組織に変更した。（田中忠治、昭和8年、153ページ）

豊田織布菊井工場 名古屋市西区西薮下町に

あり、豊田佐助の個人経営。明治42年2月創立。豊田佐吉が豊田式織機（株）にいた時に発明した織機の営業的試験を行うことが必要であることを力説したが、重役陣に反対されたため、個人でそれを行うべく設立されたものである。最初は、鐘紡兵庫工場へ持って行って試験し、失敗して持ち帰った織機30台を据付け、その後「織布の利益金に依って取り替へて70台に増加し、明治43年には100台、それから120台、150台、200台と増加して工場の改築を行ひ、今日では600台になってゐる。これらの拡張を全部利益金によって行ひ得た。」その経営は弟の佐助に委ねられ、その製品菊天（菊印天竺）は素晴らしい売れ行きを示し、佐吉は、「その失意時代にここから発明に要する実験費を得ることができた。」（田中忠治、昭和8年、154、155ページ）

豊田織布押切工場の操業年月が明示されていないが、農商務省の「工場通覧」によると、これに当ると思われる工場（名称は微妙に異なっている場合があるが）の創業年月は明治33年8月である。また、最初の工場が西区北押切町へ移転した年が大正7年となっているが、豊田英二の「決断」によると、「大正六年に工場が移転したのは、お堀端は周囲に民家があり、工場を拡張できなかつたからだ。ちょうど第一次大戦のころで、景気がよく、儲けたから工場を拡張しようということだろう」（豊田英二、2000年、21ページ）と記されている。「工場通覧 VI」もこの工場の創業を大正6年2月としている。

表6 豊田織布押切・菊井工場の職工数の推移

年 末	豊田織布押切工場	豊田織布菊井工場
明治35年	42人	—
40年	43	—
42年	—	36人
大正5年	70	348
6年	300	469
7年	255	463
8年	543	469

出典）後藤靖編集『工場通覧Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ』（柏書房、1986年）

この平吉と佐助の工場の規模拡大の跡をたどってみると表6の通りで、英二が述べている通り、平吉の押切工場の職工数は、大正5年末

の70人から6年末の300人へと急増し、7年末には255人へとやや減少したものの、8年末には543人と5年末の8倍近くまで急増している。また、佐助の菊井工場の職工数は、明治42年末の36人から大正5年末の348人、6年末の469人へと増加し、明治42年末から大正6年末にかけての増加倍率は13倍に及んでいる。この工場規模の急拡大とブーム期の綿布価格の急騰を反映して、平吉と佐助の所得税額は急増し(表1)、そのランキングも表4に示されるように急上昇して、二人そろって大正8、9年には上位20位以内の大所得層にランクインした。そしてこの間、大正7年調べの「貴族院多額納税者名簿」(愛知県分)で佐助は、表7に示されるように、8位に位置していた。

表7 愛知県の「多額納税者」(大正7年調べ)

順位	氏名	国税合計	うち 所得税	住所	職業
1	鈴木金右衛門	91,983	91,427	名古屋市	商
2	後藤 新十郎	11,262	9,770	同	同
3	中埜又左衛門	11,178	8,069	半田町	同
4	豊島 半七	10,381	9,366	一宮町	同
5	小栗 三郎	10,178	6,643	半田町	同
6	吉田 栄助	8,669	8,129	名古屋市	同
7	森 林平	8,088	7,226	浅井町	医
8	豊田 佐助	6,028	4,599	名古屋市	工
9	判治孫齊治	5,682	5,164	幡多郡	商
10	村瀬 周輔	5,560	3,693	名古屋市	同
11	小出庄兵衛	5,449	3,429	同	同
12	高松 定一	5,391	3,125	同	同
13	鈴木 政吉	5,309	4,709	同	工
14	鈴木総兵衛	4,808	1,972	同	商
15	春日井丈右衛門	4,767	1,474	同	同

出典) 渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成Ⅳ』(柏書房株式会社, 昭和60年) 4ページ。

このように、平吉と佐助は、表4に示されるように大正4年までともに所得税額ランキングで101位以下にとどまっていたが、第一次大戦中・後のブーム期に急速にその地位を高めて、佐助は大正6年以降、コンスタントに20位以内の地位を維持し、平吉も大正8、9年にはその仲間入りをするようになった。そして、佐吉も既に見てきたように、実質的にこの層のトップクラスの所得水準を実現していたと考えられるから、この時期に、豊田三兄弟はそろって大所得者となったのである。

4 反動恐慌後の「慢性不況期」

佐吉は、大正10年11月15日に住所を上海へ移したが、数年の後病気で体力が弱ってきたこともあって、昭和2年9月29日には日本へ帰国した²。そして、昭和2年からは「日本紳士録」の上でも、多額の所得税を納める人物として再び登場するようになった。表4によると、彼のランキングは、昭和2年度6位、3年度9位、4年度8位と昭和5年10月30日に逝去するまで終始10位以内の地位を保っていた。「日本紡織年鑑 昭和4年」に記載されている「会社商店重役幹部所得税一覧」によって、昭和2年度分の大紡績会社及び大繊維商社の社長、副社長の所得税額と豊田佐吉・佐助・利三郎のそれとを比べてみると表8の通りで、佐吉は大紡績・大商社の社長とほぼ肩を並べており、弟の佐助は、東洋紡の副社長、娘婿の利三郎は大阪合同紡や大日本紡の副社長とほぼ拮抗していた。

そして、この所得の源泉については、対象が昭和2、3年に限られているが、表9のような興味深い資料がある。佐吉の場合には、配当が全体の7-8割を占め、2-3割が役員報酬等の給与所得であり、配当収入は両年度で大きな違いはなかったが、給与所得は、恐らくは晩年に健康をそこねたことから、2年から3年にか

表8 紡績関係大会社社長・副社長と豊田ファミリーの所得税額の比較(昭和2年決定税額)

	氏名	税額	会社名	氏名	税額
社長	谷口 房蔵	52,868円	大阪合同紡	豊田 佐吉	25,790円
	菊池 恭三	46,571	大日本紡		
	八代祐太郎	37,935	福島紡		
	阿部房次郎	30,698	東洋紡		
	児玉 一造	26,409	東洋綿花		
	伊藤長兵衛	23,846	丸紅商店		
	宮島清次郎	19,748	日清紡		
	喜多 又蔵	18,814	日本綿花		
			豊田 佐助	15,301	
副社長	山田 穆	30,887	日本綿花	豊田利三郎	9,801
	庄司 乙吉	16,836	東洋紡		
	秋山 広太	8,927	大阪合同紡		
	福本元之助	8,452	大日本紡		

出典) 日本紡織通信社『日本紡織年鑑』昭和4年 48-52ページ所載「会社商社重役幹部所得税一覧」より作成

表9 豊田三兄弟の所得とその内訳（昭和2・3年分）（円）

		所得決定額	所得の内訳				推定所得額
			商工業	配当	俸給等	その他	
豊田佐吉	昭和2年	(100) 152,060		(69) 105,160	(31) 46,900		(99.7) 151,543
	3年	(100) 122,390		(78) 95,187	(22) 27,433	(0) △230	(99.6) 121,929
豊田佐助	昭和2年	(100) 102,860	(29) 30,000	(33) 34,030	(38) 38,800	(0) 30	(98.8) 101,595
	3年	(100) 106,690	(31) 32,900	(38) 40,098	(31) 33,600	(0) 92	(97.6) 104,124
豊田平吉	昭和3年	(100) 290,500	(93) 270,000	(6) 16,500	(1) 3,200	(0) 800	(99.9) 290,217

出典) 大蔵省『第三種所得税大納税者調』昭和2年分、3年分。

注1) ()内は所得決定金額に対する百分比。

2) 推定所得額の()内は、所得決定金額に対する百分比。

けて6割程度に減少していた。

豊田家の4人が豊田系3社（豊田紡織、豊田紡織廠、菊井紡織）の役員をどのように兼任していたか、その状況を大正15年度下期について示した表10をみると、佐吉は佐助以上に幅広く、かつ深く3社にコミットしていたが、昭和3年には給与所得で佐助が佐吉を上回っていたことからこれはいえそうである。表9についてここでもうひとつ注目すべきは、前に大正7-9年度について行ったと同じ手法（所得税額と税率の構造から逆算して課税対象となった所得を推定する）による推定所得額と実際の所得決定額とがほとんど一致しているということである。このことは、われわれの本稿における所得の推定の確度の高さを証明しているといえよう。

表10 大正15年度下期における豊田ファミリー4人の豊田系企業に対する役員兼任状況

	豊田紡織	豊田紡織廠	菊井紡織
佐吉	社長	社長	監査役
平吉	—	—	取締役
佐助	—	—	専務取締役
利三郎	常務取締役	取締役	取締役

出典) 各社『営業報告書』大正15年度下期分

佐助は、表4に明らかなように昭和4年まで終始20位以内の地位を維持し続けた。そして、既に見たように、昭和2年度には大紡績会社や大商社の副社長クラスの人物と肩を並べる所得を得ていた。また、昭和2、3年度の所得の源泉を見てみると表9の通りで、それは商工業所

得と配当と給与所得にほぼ三分割されていた。彼の場合には、豊田系各社からの配当と菊井紡織専務としての報酬のほかに、自前の工場である豊田織布菊井工場からの商工業所得がそれらと並ぶウエイトを持っていたのである。

表11 豊田織布押切工場（押切紡織）と豊田織布菊井工場の職工数の推移

年月末	豊田織布押切工場（押切紡織）	豊田織布菊井工場
大正8年12月	543人	469人
10年12月	495	280
11年12月	374	508
昭和5年3月	550	310
6年10月	489	290
7年10月	526	330
11年9月	685	369

出典) 大正8年12月末は前掲『工場通覧Ⅷ』、大正8年12月末、11年12月末、昭和6年10月末、昭和11年9月末は協定会編『全国主要工場銘仙名簿』各版、昭和5年3月末は名古屋工業研究会編『名古屋工場要覧』（昭和5年6月）、昭和7年10月末は愛知県警察部工場課『愛知県工場要覧』（昭和8年8月）による。

そして、豊田織布菊井工場のこの時期における操業規模は表11の通りで、大正8年12月末の469人から10年12月末の280人へと大きく減った後11年12月末の508人へと8割以上増加し、昭和恐慌期の昭和5年3月末の310人へと再び大幅に減少する等、市況の変化に機敏に対応して操業規模を変動させていたように思われる。また佐助は、大正14年に作成された「貴族院多額納税者名簿」にも顔を出しており、その愛知県における順位は26位であり、名古屋の有力呉服商滝定助（22位）や綿布商服部与吉（27位）

と肩を並べていた。(澁谷隆一, 昭和60年, 236ページ)

佐吉, 佐助と比べて次男平吉の地位は不安定で, 表4に示されるように, そのランキングは, 大正9年度の17位から12年度の101位以下へと大きく下がり, 昭和2年度の73位から3年度の1位へと急浮上した後4年度には85位へと再び大きく低下した。そして, 表9によると, 昭和3年度には27万円という巨額の商工業所得を挙げて名古屋市トップ, 全国的にも96位に位置する大所得者となったが, この表における彼の配当所得と給与所得を佐吉, 佐助のそれと比べると明らかなように, 彼の所得, 特に後者は相対的に少なかった。前掲表10からもうかがえるように, 彼は豊田系各社とのかかわりでも, 弟の佐助が経営する菊井紡織の取締役をつとめるだけであったし, 各社株式の持株数も少なかったから, 自前で経営する豊田織布押切工場(昭和4年1月に法人化されて豊田押切紡織株式会社となった)からの商工業所得が所得の主源泉だった。ところが, この工場の経営は必ずしも好調とはいえず, 表11に明らかなように, その操業規模(職工数)は大正8年12月末の543人から11年12月末の374人へと3割以上縮小し, その後は恐らく昭和4年における法人化(と紡織兼営化)によって昭和5年3月末の550人へと拡大したが, 法人化後の豊田押切紡織の経営は芳しからず, 昭和13年9月期まで繰越欠損を抱える状態であった。このような状況の中で, なぜ昭和3年度のみ多額の商工業所得を挙げることができたか, その理由は今のところ不明である。なお, 平吉も大正14年に作成された「貴族院多額納税者名簿」に顔を出しており, 愛知県で128位に位置していた(澁谷, 昭和60年, 249ページ)。

佐吉家の跡継ぎである利三郎は, 神戸高商を卒業後, 東京高商専攻科, 伊藤忠(名)マニラ支店勤務を経て佐吉の娘婿となり, 大正4年から佐吉家の事業の経営に参画していたが, 次第に実力を発揮して, 昭和4年には, 豊田紡織常務, 豊田紡織廠専務, 豊田自動織機製作所社長

等豊田系企業の要職に就いたほか, 豊田紡織の関係会社となっていた中央毛糸紡績, 中央紡績のほか日亜拓殖の取締役も兼ねていた。(「日本紳士録 第34版, 昭和5年, 61ページ)この過程で, 表4に明らかなように, 彼の名古屋市における所得税額ランキングも上昇し, 大正12年以降, 昭和2年を別として(この年は30位だった), 上位20位以内の地位に定着した。上述の役員としての各社への関与が次第に拡大したこと, この時期には彼個人の豊田系各社の株式の所有はそれ程多くなかったことからみて, 彼の所得の増加は主として給与所得によってもたらされていたと推察される。

反動恐慌後昭和4年に至るまでのいわゆる慢性不況期に, 佐吉は昭和2年の帰国後直ちに大所得者の地位に復帰し, 佐助は引き続きその地位を維持し続けた。そして, この時期のなかば頃からは, 三兄弟の次の世代を担う利三郎もこのグループの仲間入りを果たした。但し, 平吉の所得は不安定で, この3人と比べるとその成果は劣ったが, それでも, 昭和3年度には巨額の商工業所得を挙げたり, 大正14年度には貴族院議員選挙の「多額納税者」に列せられたりして, その存在感を示していた。

5 昭和恐慌後の景気回復・拡大期

豊田佐吉は, 昭和5年10月30日に64歳で波乱の人生に幕を閉じ, 彼の遺産の多くは利三郎と喜一郎によって相続され, 彼が占めていた豊田系企業のうち最も重要な企業である豊田紡織と豊田紡織廠の社長のポストは, 豊田佐助と豊田利三郎によってそれぞれ引き継がれた。そして昭和恐慌期には, 豊田系企業の業績の悪化を反映して, 佐助と平吉の所得税額は, 昭和5年度の35,589円から7年度の6,283円へ(佐助), 昭和4年度の4,768円から7年度の839円へ(平吉)とそれぞれ大きく減少した。しかし, 昭和6年12月の金輸出再禁止と同年9月の満州事変を契機として景気が回復に転じ活況を呈するに伴って, 特に佐助の所得税額は増加に転じ, 10年度には30,194円, 12年度には33,142円を記録して,

それまでのピークである5年度の35,589円に近い水準（5年度比93%）に迫っていた。しかし、何とんでもこの景気上昇過程で目立ったのは、佐吉の後継者である利三郎と喜一郎の所得の増加で、利三郎の所得税額は、5年度の20,313円から7年度の14,629円へと減少した後、8年度から増加に転じ、10年度には122,919円、12年度には81,896円を記録した。10年度から12年度にかけてかなり減少したが、それでも12年度の税額は5年度比4倍という高水準であった。また、喜一郎の税額は、4年度の5,043円から10年度の114,896円へとほぼ一貫して急増し、12年度には60,531円に減じたが、それでもこれは4年度比12倍という高い水準であった。

この時期、喜一郎の税額の増加が特に著しいが、これにはプラットブラザーズ社への自動織機特許の売却収入が大きく寄与していると思われる。プラット社への特許の売却については、和田一夫の優れた研究があり、それによると、以下の事実が明らかである（由井・和田、2001年、227、228、243ページ、〔株〕豊田自動織機製作所、昭和42年、147ページ）。最初の契約では、特許権を10万ポンドで売却し、売却時に一時金として25,000ポンドを支払い、残額75,000ポンドはその後3年間で支払うことが合意され、昭和4年12月21日に契約が交わされた。ところが、その後、プラット社から譲渡代金について減額の要求があり、それが提起された昭和6年12月の時点で、未払い分が61,500ポンド残っていた。ということは、38,500ポンドはそれまでに支払い済みであり、当初の一時金25,000ポンドとの差額13,500ポンドが、その後分割払いされたということになる。この減額交渉は、結局残額を当初契約より減額して45,000ポンドとし、これを一時払いすることで合意され、この契約書に日本側は昭和9年9月11日に調印した。以上から、次のことが明らかである。

昭和4年12月21日以降、それほど日を置かない時点で、豊田喜一郎が25,000ポンド（250,000

円）を受け取った。

上記の日から昭和6年12月までの間に、喜一郎が13,500ポンド（135,000円）を受け取った。

昭和9年9月11日以降に、喜一郎が45,000ポンド（675,000円）を受け取った³。

これらの金額を喜一郎が実際にいつどのように受取ったか、そして、それをどのように税務申告したか、定かではないが、恐らく昭和4年末から9年9月頃にかけて合計して1,060,000円を受取ったことは確かである。前掲表3で喜一郎の所得税額のこの頃の動きを見てみると、昭和5年度の5,356円から6年度の34,704円へと6.5倍に急増し、7年度の24,680円を経て、9年度の74,958円、10年度の114,896円へと更に増加した。6、7年度の合計59,384円に対して、9、10年度の合計は189,854円で前者の3.2倍に及んでいた。そして、11、12年度と税額は5-6万円台に減少した。5年度から10年度にかけての増加、その後の減少という動きは、上述の特許売却代金の動きと完全に連動しており、6、7年度合計に対する9、10年度合計の大きさにもそれが認められる。

ところで、この時期、表4に見られる佐助のランキングは、昭和4年度の6位から8年度の7位を経て、12年度の11位へと推移を示した。この時期にも佐助は、上位20位以内の地位を維持していたのである。一方、三兄弟の次の世代である利三郎と喜一郎のランキングの上昇は目ざましく、利三郎は、昭和4年度の19位から8年度の6位、12年度の3位へ、喜一郎は、昭和4年度の78位から8年度の2位へと大きく順位を上げ、喜一郎のランキングはその後12年度の6位へと若干下がったものの10位以内をキープしていた。利三郎と喜一郎はこの時期にそろって20位以内の大所得者層へ参入したばかりか、昭和8年度以降はそろって10位以内のトップグループのメンバーとなったのである。

これに対して、佐助、利三郎、喜一郎と比べると、平吉の所得は低くかつ不安定で、彼のランキングは、昭和8年度、12年度には、101位以下に留まっていた。彼の主業である豊田押切

紡織の事業がいぜんとして不振であったことがその主因であったと思われる。

それにしても、平吉をを除く豊田ファミリー3人の高所得は際立っており、これを浮きぼりにするために、昭和8年度と12年度の名古屋市における上位20位以内の大所得者を一覧できる表を作り、その中に3人を位置づけてみると表12の通りである。

表12 所得税額で見た名古屋市の多額納税者トップ20 (昭和8年度、12年度) (円)

順位	昭和8年度		昭和12年度	
	氏名	所得税	氏名	所得税
1	伊藤次郎左衛門	119,635	伊藤 松之助	165,268
2	豊田 喜一郎	68,449	伊藤次郎左衛門	84,415
3	滝 信四郎	56,320	豊田 利三郎	81,896
4	伊藤 松之助	54,970	荒川 長太郎	80,881
5	近藤友右衛門	28,047	滝 信四郎	79,058
6	豊田 利三郎	27,234	豊田 喜一郎	60,531
7	豊田 佐助	18,570	近藤左右衛門	60,001
8	岡谷 惣助	16,065	後藤 幸三	52,817
9	春日井丈右衛門	14,752	広瀬 實光	47,189
10	藍川 清成	13,981	加藤 勝太郎	40,646
11	後藤 安太郎	13,815	豊田 佐助	33,142
12	岡田徳右衛門	13,690	塚島 貞三郎	30,047
13	神野 金之助	12,508	江副孫右衛門	29,312
14	加藤 勝太郎	12,298	三輪 常次郎	27,684
15	斎藤 恒三	12,092	神野 金之助	23,403
16	荒川 長太郎	11,517	兼松 熙	23,307
17	下出 民義	11,421	岡谷 惣助	23,355
18	青木 留次郎	10,601	青木 鎌太郎	22,331
19	安藤 菊次郎	10,351	藍川 清成	22,301
20	滝 定助	10,070	岡田徳右衛門	22,287

出典)『日本紳士録』第38版、42版より作成。

本稿の冒頭で触れた「中京財閥の新研究」は、伊藤、岡谷、豊田を名古屋を代表する財閥としながら、これらに比べると、そのスケール、活動に於て、一廻りも二廻りも格落ちの感がするものの、瀧、紅葉屋(神野富田の聯合)もこれに加えて、結局これら5つを「中京五名家」=中京五大財閥として位置づけ(松下,昭和12年,233ページ)、最後に「財閥外の大勢力」として、当時名古屋商工会議所の会頭であった「青木鎌太郎氏とそのブロック」に注目している。(松下,昭和12年,301-306ページ)この本は、これが出版された昭和12年当時の名古屋(中京)財界における資力や人の配置を分かり易く解説したものとして評価できる。本書の情報をもと

に、表12に登場してくる人物と各財閥・グループとの関係をたどると、およそ次の通りになる。

伊藤財閥——伊藤次郎左衛門, 同 松之助

岡谷財閥——岡谷惣助

豊田財閥——豊田佐助, 同 利三郎, 同 喜一郎

瀧 財閥——瀧信四郎, 瀧 定吉

紅葉屋財閥——神野金之助

青木鎌太郎グループ——青木鎌太郎, 藍川清成, 加藤勝太郎

このほか、この表には、大綿糸布商近藤友右衛門、伝統ある呉服商春日井丈右衛門、東洋紡績取締役の斎藤恒三、貴族院議員の下出民義、服部商店社長の三輪常次郎、豊田式織機社長の兼松熙、日本陶器社長の廣瀬實光、日本車両製造社長の後藤幸三等名古屋の著名な財界人も名を連ねていた。

豊田佐助・利三郎・喜一郎という豊田ファミリーの3人は、昭和8、12年度には、このように名古屋の著名財界人が集まる所得税額トップ20位以内の大所得者グループに仲間入りし、その中でも、昭和8年度には、喜一郎2位、利三郎6位、佐助7位と、このグループの中でも上位を占めていた。そして、この3人の所得税額の合計は、昭和8年度114,253円、12年度175,569円を数えて、伊藤財閥の2人(伊藤次郎左衛門と同松之助)の合計額、昭和8年度174,605円、12年度249,683円には及ばなかったものの、瀧財閥の2人(瀧信四郎と同定助)の合計額、昭和8年度66,390円、12年度79,058円や紅葉屋財閥神野金之助の、昭和8年度12,508円、12年度23,403円、岡谷財閥岡谷惣介の、昭和8年度16,065円、12年度23,355円を大きく凌駕していた。昭和恐慌後の景気回復・上昇過程で、豊田ファミリー3人の所得稼働力は、名古屋財界トップの伊藤家に次ぐレベルに達しており、まさにこのことが、昭和8年以降の喜一郎に主導された豊田家の自動車事業進出という決断の資金的背景となっていたのである。

IV むすび

以上、所得税額を手がかりとして、われわれは、豊田佐吉を中心に、豊田ファミリー 5人(佐吉、平吉、佐助、利三郎、喜一郎)の所得の稼得状況を、日中戦争直前の時期まで追ってきた。この結果明らかになった事実を簡単にまとめるとおよそ以下の通りである。

1 明治34年に井桁商会を辞め、武平町で織布業を始めた時点で、豊田佐吉は年300円の所得を得ていたが、これは当時の市内の「上等」の大工の手間賃の1.6倍の水準であった。

2 それから約10年後、彼が豊田式織機(株)を辞め、自動織布工場を立ち上げた前後の時点(したがって、この工場の好業績が未だ所得に反映されていない時点)で、彼は3,000円の所得を得ており、これは、知多という日本有数の晒織物産地の「旦那衆」のそれとほぼ並ぶ水準に達していた。この時点で、彼は主観的には豊田式織機(株)を辞めていたが、同社社史の記述で見ると、正式には同社常務取締役の地位に止まっており、大正3年11月15日に大正天皇が陸軍の特別大演習を「統監」するために名古屋を訪れた際には、名古屋離宮で同社の常務取締役として天皇に拝謁していた。正式に常務取締役や取締役を辞めるまではそれらの地位に対応した報酬を同社から得ていたと見るべきであろう。

3 第一次世界大戦中・後のブーム期に佐吉の所得は急増し、大正5年以降名古屋市(周辺部を含む)における大所得者(ランキング上位20位以内)グループに仲間入りし、大正10年から昭和2年まで、居を上海に移したため、所得税額にもとづく高所得者のランキングから姿を消したが、昭和2年9月に日本へ帰国してからは再び大所得者に復帰し、昭和5年に逝去するまでその地位を保った。

一方、佐吉の2人の弟、平吉と佐助は、明治の末期からそれぞれの本拠となる織布工場を構えて兄から相対的に自立しつつ兄の事業に協力し、同じく第一次世界大戦中・後のブーム期に

事業を拡大して、佐助は大正6年から、平吉は大正8年から大所得者グループへの参入を果たした。

4 そして、佐助は反動恐慌後も、1920年代、1930年代(日中戦争前の時期)を通して、基本的にはこの地位を保ち続けた。これに対して、反動恐慌後における平吉の所得の稼得状況は波乱に富み、大正14年には貴族院議員選挙有権者選出基準の「多額納税者」、昭和3年には名古屋市トップの高所得者になりながらも、この時期全体を通しては、市内における上位100人の高所得者グループからはずれることが多かった。

5 佐吉の後継者である利三郎と喜一郎について見ると、利三郎は早くも大正12年頃から大所得者グループの一員となり、喜一郎はこれよりかなり遅れたものの、昭和8年から同じくこのグループへの参入を果たした。そしてこの二人は、昭和8、12年には、その中でもトップグループ(2-6位)に位置するようになっていた。

全体を通して銘記すべきは、豊田家の高所得の稼得について、第一次世界大戦中・後のブームの影響が決定的に重要であるということと、大正7年以降は中堅紡績会社としての豊田紡織(株)とその中国における分身としての(株)豊田紡織廠を中心としたグループ企業の活動がもたらした配当と役員報酬等がその源泉となっていたということである。そして、本稿では未だ十分に展開できなかったが、豊田三兄弟の事業上の関係については、それぞれに自らの拠点となる事業を固めながら、グループ全体の発展のために協力していたと言う事実も注目されるべきであろう。

【注】

- 1 本書は、まず10頁で、「名古屋には、財閥と称すべきものが伊藤、岡谷、瀧、紅葉屋(神野富田の聯合財閥)、豊田と云う風に、先ず五つばかり挙げられる」と述べた上で、233頁では、「名古屋の財閥で伊藤、岡谷、豊田の三つを挙げたら、あとに残るのは瀧、

紅葉屋（神野、富田の聯合）位のもので、この二財閥は前者と較べると、そのスケール、その活動に於いて、一廻りも二廻りも格落ちの感がする」として、伊藤、岡谷、豊田と瀧、紅葉屋を区別している。

- 2 菊井紡織（株）の登記簿のコピーによると、佐吉は、大正10年11月15日に、名古屋市西区栄生町米田1716番地から支那上海霞飛路5501号へ、そして昭和2年9月29日には上海から名古屋市東区長堀町一丁目14番地へ住所を移している。（豊田紡織〔株〕蔵『戦前豊田（繊維）関係会社』ファイル）
- 3 ここでのポンドと円との換算（外国為替相場）については、日本銀行調査局『明治以降本邦主要経済統計』（昭和41年）320頁のロンドン向の年中平均相場を参照しつつ、概算で「昭和4年12月21日以降」と「上記の日から昭和6年12月までの間」については1ポンド10円、「昭和9年9月11日以降」は1ポンド17円と想定した。ちなみに、上記『統計』によると、ロンドン向外国為替平均相場の年中平均は、昭和5年2シリング0.342ペンス、6年2シリング1.947ペンス、9年1シリング2.069ペンスだから、簡略化して、昭和5年、6年1円＝2シリング、9年1円＝1シリング2ペンスとして計算した。

【参考文献】

- 大蔵省編『明治大正財政史 第6巻 内国税』（〔株〕経済往来社 昭和32年）
- 大蔵省主税局『第三種所得税大納税者調』（昭和2年分、同3年分）
- 株式会社商業興信所編『名古屋市商工業者資産録』（明治34年）
- 株式会社東京興信所『商工信用録』36版－78版（大正6年－14年）
- 株式会社豊田自動織機製作所社史編集委員会編『四十年史』（〔株〕豊田自動織機製作所 昭和42年）
- 合資会社商工社編『日本全国商工人名録』増訂5版、同6版、同7版（大正3、6、7年）
- 澁谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成Ⅳ』（柏書房〔株〕昭和60年）
- 同 編『都道府県別資産家地主総覧 愛知県 I・II・III』（柏書房〔株〕1997年）
- 竹内則三郎編『愛知県尾張国（名古屋市ヲ除ク）資産家一覧表』（大正2年）
- 田中忠治編『豊田佐吉伝』（豊田佐吉翁正伝編纂所 昭和8年）
- 豊田英二『決断』（日経ビジネス文庫 2000年）
- 豊田式織機（株）『創立三十年記念誌』（昭和11年）
- 豊田紡織（株）『豊田紡織株式会社史』（日新通商〔株〕昭和28年）
- 名古屋経済調査会編『名古屋紳士録 昭和12年版』（東邦書林 昭和11年）

名古屋市『名古屋市統計書 昭和34年』

名古屋商業会議所『名古屋商工人名録』（明治42年）

同上『名古屋商工案内』（明治43年、44年、大正3年、4年）

由井常彦「三井物産と豊田佐吉および豊田式織機の研究（上）－名古屋支店と井桁商会および豊田商会について－」（『三井文庫論叢』第34号、2000年）

同上「同上（中）－名古屋織布設立と豊田式織機の支援について－」（同上誌 第35号、2001年）

同上「同上（下）－豊田紡織工場から豊田紡織株式会社の支援－」（同上誌 第36号、2002年）

由井常彦・和田一夫編『豊田喜一郎伝』（トヨタ自動車〔株〕2001年）

有限会社交詢社編『日本紳士録』7版－42版（明治34年－昭和13年）